

建設工事に係る低入札価格調査基準価格及び最低制限価格の改定について

内容

低入札価格調査基準価格及び最低制限価格について、一般管理費等の額を55%から68%に引き上げる。

【現状の算定式】

直接工事費の額	97%
共通仮設費の額	90%
現場管理費の額	90%
一般管理費等の額	55%

の合計額 × 1.10

<適用範囲>

予定価格の7.5/10～9.2/10

改定

【改定後の算定式】

直接工事費の額	97%
共通仮設費の額	90%
現場管理費の額	90%
一般管理費等の額	68%

の合計額 × 1.10

<適用範囲>

予定価格の7.5/10～9.2/10

理由

中央公契連(国の発注機関の連絡調整組織)において、建設業者の事業継続に必要な経費確保の観点から、低入札価格調査基準価格及び最低制限価格を引き上げたことに準じて、本県においても同様に行うもの。

実施時期

令和4年6月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事から適用

建設工事等に係る入札参加停止措置要領の改正について

建設工事等に係る入札参加停止措置要領の改正について

工事事務（一般建設工事）に係る規定の改正

制度の統一的、安定的な運用のため所要の改正を行う。

現
状

書類送検

- ・ 措置後に不起訴となり、措置を解除する事案が散発的に発生している

是正勧告・指導票

- ・ 労働基準監督署の情報管理が厳格になり、県が情報を入手しづらくなっている

発注者措置

- ・ 発注者（国及び他の地方公共団体）が多数存在し、それぞれ措置基準が異なるため、統一的な扱いが困難

改
正
後

逮捕・起訴のみを対象とする

（以下は対象外とする）

- ・ 書類送検
- ・ 是正勧告、指導票
- ・ 発注者措置

その他の改正

その他、措置の基準を明確化する等のため、所要の改正を行う。

- ・ 「贈賄」、「独占禁止法違反」等に係る各規定の停止要件のうち「書類送検されたとき」を削除する。
- ・ 「役員等」及び「使用人」に、事案発生時に役員であった者等を含むこととする。
- ・ 工事事務における「負傷者」及び「重傷者」の治療に要する日数を医師の診断によることとする。